

# 保険の時価会計

## - 国際会計基準委員会の動向 -

保険研究部門 岩崎宏介

### 1. 保険の国際会計基準制定に向けて

97年4月、国際会計基準委員会（IASB）は保険プロジェクトを発足させた。現在、保険会計は特殊かつ国により大きく異なるため、ある保険会社を他国の保険会社や一般事業会社と比較するのは容易でない。国際資本市場で活動する投資家および資金を調達しようとする保険会社によって、保険会計の国際的な統一が望まれている。また、98年12月基準化された国際会計基準39号「金融商品 - 認識および測定 -」において、保険会社の資産のみが対象とされ負債が除外されたため、その手当てとして保険の国際会計基準が必要とされている。

保険プロジェクトは98年11月に論点概要書を完成させ、99年第4四半期に論点書の公開を目指している。その後、さまざまな利害関係者・団体の意見を聴取しつつ草案を作成・公開し、最終的な保険の国際会計基準は2003年頃に完成する予定である。

保険の国際会計基準が完成したとき、日本の保険会社の受ける影響は現在のところ不明である。現在の生保会計の主な根拠である保険業法を中心とする規定が改正されるのか、その場合現在の基準を書きかえるのかそれとも現在の保険会計

と併存する新しい基準が作られるのか、あるいは一般の会計基準のように企業会計審議会の意見書という形で会計実務に反映されるのか、明らかではない。

### 2. 影響を及ぼす二つのプロジェクト

保険会計基準は、その他の国際会計基準と整合するように定められる。中でも、2つの進行中プロジェクト、金融商品に関するジョイント・ワーキング・グループ（JWG）プロジェクトおよび割引プロジェクトの動向は、保険プロジェクトにも大きな影響を及ぼすものと思われる。

JWGプロジェクトは、すべての金融資産および金融負債を公正価値（時価）で測定し、その変動を損益計算書で認識するという考え方で基準化を目指している。なお、国際会計基準では公正価値を「十分に知識のある当事者間で、独立第三者間条件で、資産が交換され負債が決済される額」と定義している。JWGプロジェクトは、国際会計基準39号に比べてより包括的・徹底的な基準を目指しており、完成の暁に国際会計基準39号は改定される。JWGプロジェクトは2000年夏頃までの草案公開、2001年7月頃の基準化を予定している。

保険プロジェクトは、JWGプロジェクトが完

成することを前提に検討を進めている。このことは、保険負債（責任準備金）は公正価値評価され、その評価に基づく変動額は損益計算書で認識されることを意味するものと思われる。

もう一つの重要なプロジェクトである割引プロジェクトは、会計のさまざまな場面（従業員給付、資産の減損、引当金、偶発債務および偶発資産など）で用いられる現在価値への「割引」の概念を明確にし、その首尾一貫した適用を可能にするフレームワークを作成することを目的としている。98年4月に発足し2000年夏頃までに論点書を公表する予定である。

現行の保険負債評価は、原則として、新契約時点の評価基礎率（利率・死亡率）を固定させた上で、将来キャッシュフローを現在価値に置き換え評価するという、原価法的手法に基づいている。これに対して、保険負債を公正価値で評価する手法は確立されていないが、有力な一つの方法として、将来のキャッシュフローを評価時点の基礎率を用いて、現在価値に割引く方法が考えられる。この場合、割引プロジェクトの整理に立脚する必要があるだろう。

割引プロジェクトの検討状況はほとんど公開されていないが、委員の一人である谷本真一氏によれば、現在価値によって表現されるものが「公正価値」なのか「企業特有の価値」なのかを明確にする必要性が提唱されているらしい（JICPA ジャーナル No.522）。「企業特有の価値」とは当該企業に特有の仮定や見積もりを使用して算出されるものであり、「公正価値」とはマーケットの参加者により決定されるような仮定のみを使用して算出されるものとされる。

この整理によれば、保険負債の公正価値評価を行う際の割引率は、その保険会社が保有する資産の予想利回りではなく、市中金利を基準とした利率が用いられるべきであることになるだろう。

実際、98年1月に改訂された国際会計基準19号「従業員給付」においては、退職給付債務計算に用いる将来の給付額の割引率として、貸借対照表日時点の優良固定利付社債の市場利回り等を用いることとされた。

### 3. 保険プロジェクトの検討状況

保険プロジェクトでは主に次のような検討が行われている。

当基準の扱う範囲は、「保険会社の会計」ではなく「保険契約の会計」とする。これは金融コングロマリットを想定した場合に「保険会社」の定義が難しいことと、他の国際会計基準との重複を避けるためである。

当基準は、契約者保護のみを目的とせず、中立的な会計（契約者、株主等一般的利害関係者に対する情報提供）を目的とする。多くの国において保険会計は、行政当局に保険監督を行う上での財務的情報を提供することを第一の目的として定められてきた。そのような会計は当局をユーザーとする場合には有効であるが、国際会計基準が想定する投資家などの一般ユーザーにとっては過度に保守的となる。保険プロジェクトでは、逆に当基準に基づく財務諸表を保険監督用に加工することの可能性が示唆されている。保険プロジェクトにオブザーバーとして参加している国際保険監督官協会（IAIS）の動向が注目される。

保険負債の公正価値評価の具体的方法については未だ検討中である。保険契約の有するリスクに対応して、保険負債はある程度プルーデント（慎重）に評価される（具体的には負債評価の仮定にあるマージンを加える）べきだが、詳細な手法は未定である。

- ・ 本レポート記載のデータは各種の情報源から入手、加工したものです。その正確性と完全性を保障するものではありません。
- ・ 本レポート内容について、将来見解を変更することもあります。
- ・ 本レポートは情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、契約の締結や解約を勧誘するものではありません。なお、ニッセイ基礎研究所に対する書面による同意なしに本レポートを複写、引用、配布することを禁じます。